特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
28	健康増進事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康増進事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事務
②事務の概要	健康増進法に基づき各種検診の実施（委託契約）及び委託料等の支払いを行っている。 ①検診等の実施 1. 該当者に受診券を交付 2. 各種検診を実施 ②委託料の支払い 1. 委託先からの検診費用請求に基づき支払い また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別表第1の111の項（健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）の規定により、個人番号を用いることになる。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表第1の111の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条8号に基づく主務省令第2の表139の項 【情報提供】番号法第19条8号に基づく主務省令第2の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　健康づくり局　健康管理課
②所属長の役職名	健康管理課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手）　[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を取得しており、その際手作業が介在するが複数人での確認を行う事を徹底しており、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。また、事務処理手順をマニュアル化し担当者間で共有している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報漏えいを防ぐために、システムの利用に際してはパスワード設定を行い運用している。また、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	健康管理課長　藤生喜義	健康管理課長　尾池政江	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	健康管理課長　尾池政江	健康管理課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点		
令和3年12月28日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき各種検診の実施（委託契約）及び委託料等の支払いを行っている。 ①検診等の実施 1．該当者に受診券を交付 2．各種検診を実施 ②委託料の支払い 1．委託先からの検診費用請求に基づき支払い	健康増進法に基づき各種検診の実施（委託契約）及び委託料等の支払いを行っている。 ①検診等の実施 1．該当者に受診券を交付 2．各種検診を実施 ②委託料の支払い 1．委託先からの検診費用請求に基づき支払い また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の76の項（健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）の規定により、個人番号を用いることになる。	事前	
令和3年12月28日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和3年12月28日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項　別表第2の102の2項 【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項　別表第2の102の2項	事前	
令和3年12月28日	Ⅵリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和3年12月28日	Ⅵリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和3年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和3年12月1日　時点		
令和3年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日　時点	令和3年12月1日　時点		
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みどり市　保健福祉部　健康管理課 （みどり市笠懸町鹿250番地　0277-76-2111）	みどり市　保健福祉部　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	事後	3地区の保健センターが令和4年4月1日より大間々保健センターへ統合されたため
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みどり市　保健福祉部　健康管理課 （みどり市笠懸町鹿250番地　0277-76-2111）	みどり市　保健福祉部　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	事後	3地区の保健センターが令和4年4月1日より大間々保健センターへ統合されたため
令和5年4月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部　健康管理課	保健福祉部　健康づくり局　健康管理課	事後	令和5年4月1日より組織改編により健康づくり局が新設されたため
令和5年4月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みどり市　保健福祉部　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	事後	令和5年4月1日より組織改編により健康づくり局が新設されたため
令和5年4月1日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みどり市　保健福祉部　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	事後	令和5年4月1日より組織改編により健康づくり局が新設されたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日　時点	令和5年7月1日　時点		
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 1. 特別個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	第9条第1号　別表第一の76の項	第9条第1号　別表第一の111の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1号　別表第一の76の項	第9条第1号　別表第一の111の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 4. ②法令上の根拠	【情報照会】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項　別表第2の102の2項 【情報提供】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項　別表第2の102の2項	【情報照会】番号法第19条8号に基づく主務省令第2の表139の項 【情報提供】番号法第19条8号に基づく主務省令第2の表139の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1511番地1　0277-76-2111）	事後	組織改編による
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1497番地1　0277-76-2111）	みどり市　保健福祉部　健康づくり局　健康管理課 （みどり市大間々町大間々1511番地1　0277-76-2111）	事後	組織改編による
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年10月1日　時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日　時点	令和7年10月1日　時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	ー	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	判断根拠	ー	対象者からの申請に基づき特定個人情報を取得しており、その際手作業が介在するが複数人での確認を行う事を徹底しており、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。また、事務処理手順をマニュアル化し担当者間で共有している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	最も優先度が高いと考えられる対策	ー	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	当該対策は十分か	ー	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	判断の根拠	ー	情報漏えいを防ぐために、システムの利用に際してはパスワード設定を行い運用している。また、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	評価再実施に伴う変更